

議案第52号 小松島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

国民健康保険法の一部改正により、条例において引用する規定の条番号が変更されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

小松島市国民健康保険条例(昭和35年小松島市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>第7条 小松島市は、<u>法第72条の4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 健康教育</p> <p>(2) 健康相談</p> <p>(3) 健康診査</p> <p>(4) その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業</p>	<p>第7条 小松島市は、<u>法第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 健康教育</p> <p>(2) 健康相談</p> <p>(3) 健康診査</p> <p>(4) その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業</p>	<p>改正</p>